

24 北陸における法医学の源流

寺 畑 喜 朔

明治八年九月、東京浅草猿屋町の警視庁病院に裁判医学学校が開設され、東京医学学校の解剖学雇ドイツ人教師 Wilhelm Doenitz により裁判医学が講ぜられ、実際の事件について解剖も行われた。日本における系統的教科としての法医学の濫觴である。彼から裁判医学の講義を受けた湯村卓爾、三浦常德、斎藤准は後年デーニツの講義録をまとめ、「断訟医学」を公刊した。

明治四年三月、蘭医スロイスが金沢医学館医学教師として着任、教育科目を改め五カ年教育とし、法医学関連科目として第四年次に「中毒学」、「仮死検査法」、第五年次に「断訟法」を課した。スロイスの講義は現在多種遺こされ保存されているが、法医学関連の講義録は発見されておらず、講義しなかつたと判断してよい。

スロイス任期満了後、ホルトルマンが明治八年七月金沢医学所（のち金沢医学校）に着任する。教則をみると、法医学に関する教科として「中毒学」（第四次次）、「医家断訟法」（第五次次）がある。保存されているホルトルマン講義録の中に「普通中毒学」、「各自中毒学」がある。前者の内容をみると、「中毒ノ原因」、「実地医学中毒学」、「法律医学中毒学」、「法律医学ト実地中毒学ノ関係」等を講じている。とくに、中毒死体の検査法については、外景、内景検査とも詳述されており、金沢裁判所から囑託された場合の死体検案事例が示されているので、裁判医学的鑑定が実地に行われた可能性が大である。

ところで、金沢で蘭医の通訳をした一人大井玄洞は金沢を去って東京大学で化学毒物学の担当教員となる。彼は英独の毒物学、裁判化学諸書を読説集成し、「毒物新論」（二巻）、（明治十年大政官公布の毒物劇物取扱規則中に掲載された毒物の解説版）を公刊した（明治十二年）。

ホルトルマンについて、明治十三年四月愛知医学校から金沢医学校へローレッツが着任した。彼は愛知で「断訟医学」（愛知県公立医学校刊、医事新報、十一号）明治十二

年を請じている。彼の金沢在住が短期間であるので、金沢で断訟医学を講義した可能性は薄い。

明治二十一年医学校は第四高等中学校医学部となり、高安右人(眼科学)が裁判医学の担当者となるが、本格的な教育は明治二十二年山田謙治(産婦人科)による「裁判医学実験科」の設置に始まる。現在、山田教授の法医学講義録が残されており、金沢医学会雑誌に一連の裁判医学鑑定討議録が収載されている。

ついで、東京大学別課卒業(明十七)の村上庄太は、大学で裁判職務係(明二二)、法医学助手(明二六)を経て(片山国嘉門下)、明治二十八年第四高等学校教授となり、病理学を担当するとともに法医学を受持ち、金沢裁判所医務を兼ねた。明治四十一年に到るまで、村上は十数年間その任にあり、十全会誌に「放火未遂犯者ノ鑑定」、「謀殺未遂犯鑑定(モルヒネ中毒)」、「偽盲ノ鑑定」、「稀有ナル尖器」、「放火事件ニ関スル偏執狂ノ鑑定」、「X線ノ法医学的応用実例」、「血痕検査ニ於ケル一二物件ト「ヘミン」結晶ノ関係」等の報文を投稿した。

村上について、精神医学を専門とする松原三郎が法医

学を兼任した。法医学の発展と精神医学との関わりは、医史学的に無視できず、両者の関連を鮮明にしておく必要がある。松原(明四二〜大二)の後任には、病理学担当の福土政一(大三〜大四)、中村八太郎(大五〜大一二)が順次法医学を兼任した。

大正十二年医学専門学校は大学に昇格、大学の教授陣容は大幅に充実改革され、法医学の専任教授として、東京帝国大学三田定則教授の高弟古畑種基が着任した(大一一)。古畑教授は後任の井上剛教授が着任するまで十六年有余にわたり、法医学の教育、研究、司法実務に精力的な功績を残した。

(金沢医科大学)